

整理番号

0	0	2	5
---	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経費区分</p> <p style="font-size: small;">(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	令和6年7月3日他	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; font-size: x-small;">百万</td> <td style="width: 20%; text-align: center; font-size: x-small;">千</td> <td style="width: 60%; text-align: center; font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			1		9	8		0	
百万	千	円													
		1													
	9	8													
	0														

使 途	<p style="text-align: center;">清掃用フロアモップレンタル料(6月、7月、8月、9月)</p> <p style="text-align: center;">政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。</p> <p style="text-align: center;">(按分した場合の積算方法 $990 \times 4ヶ月 \times 1/2 = 1,980円$)</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

自民党県議団

③

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0025 /

お客様名 []
埼玉県議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼領収書
登録番号:T8070001004715

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
0120-00-5695

発行日 2024年7月3日 日次回訪問日 2024年7月31日 取引 現金 No.100206088100

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

2024年06月27日時点 DDuetコイン残数 []

印紙
5万円以上
貼

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率
	900	90	990	990	10%

確認サイン
P# []

担当者名 []

お客様名 []
玉県議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼領収書
登録番号:T8070001004715

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
0120-00-5695

発行日 2024年7月31日 日次回訪問日 2024年8月28日 取引 現金 No.100206939900

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

2024年07月25日時点 DDuetコイン残数 []

印紙
5万円以上
貼

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率
	900	90	990	990	10%

確認サイン
P# []

担当者名 []
602

お客様名 []
埼玉県議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼領収書
登録番号:T8070001004715

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
0120-00-5695

発行日 2024年8月28日 日次回訪問日 2024年9月25日 取引 現金 No.100207639700

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

2024年08月20日時点 DDuetコイン残数 []

印紙
5万円以上
貼

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率
	900	90	990	990	10%

確認サイン
P# []

担当者名 []

整理番号 0025

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

お客様
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号:T8070001004715

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

No. 100208520700

発行日 2024年 9月 25日 次回訪問日 2024年 10月 23日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		納品・回収		訂正	
				品	部	品	部	金額	金額
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990			

2024年09月17日時点 DDuetコイン残数

印紙
5切取
貼付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	900	90	990	990

消費税率 10%

確認サイン

担当 氏名 P#

DUSKIN

整理番号 37-1

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	6 年 7 月 4 日 6年8月5日、6年9月4日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; text-align: center;">03</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; text-align: center;">688</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	2	03	688
百万	千	円							
2	03	688							

使途	<p>事務所賃借料 + 振込手数料 (8.9.10月分)</p> <p style="text-align: right;">$(75000 + 440) \times 0.9 = 67896$ $67896 \times 3 = 203688$</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

⑤ 鈴木 正人

支払先 (株) コスモ

政務活動費の
割合及び割りのため

別紙明細

1320 [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 37-2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-07-04	13:15	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人 カワクチツッキン
ツッキ
普通 0810281
カ)コスモ様
登録番号 0007
ススキマサト セイムカット ウツムツヨ様

ご依頼人 電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300029

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-08-05	14:16	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人 カワクチツッキン
ツッキ
普通 0810281
カ)コスモ様
登録番号 0007
ススキマサト セイムカット ウツムツヨ様

ご依頼人 電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300089

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-09-04	12:38	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人 カワクチツッキン
ツッキ
普通 0810281
カ)コスモ様
登録番号 0007
ススキマサト セイムカット ウツムツヨ様

ご依頼人 電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300019

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

37-3

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コスモ（以下「甲」という。）と借主 鈴木正人（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / ()階建/全()戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 1月 15日 から 2027年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	10,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本			
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

39-4

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ	
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。
 明け渡し時には中には何も無い状態で引き渡すものとする。
 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。
 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。

37-5

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048(480)3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木 正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 38 -1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	6 年 9 月 4 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">30</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">888</td> </tr> </table>	百万	千	円		30	888
百万	千	円							
	30	888							

使途	648月5日、649月1日 契約外車場代+振込手数料 (11,000+440)×09 = 10296 (8、9、10月分) 10296 × 3 = 30888
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

⑤鈴木正人 政務活動費

支払先(有)恵久工地 割合が9割(10割)

別紙明細

1320 [振込手数料]

※領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 38 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-07-04	13:13	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
1) ケイキュウト子様
登録番号 0001

ご依頼人
入ス"キマサト セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 400031

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-08-05	14:15	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
1) ケイキュウト子様
登録番号 0001

ご依頼人
入ス"キマサト セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 400048

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-09-04	12:37	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
1) ケイキュウト子様
登録番号 0001

ご依頼人
入ス"キマサト セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 300018

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

38-3

特約条項

駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東 2-3248-1

名称 富士見市水谷東 2-3248-1

番号 No. [Redacted] (消費税込 10%)
賃料 1ヶ月 金 11,000 円也 (無利息の約定)
敷金 金 円也

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和6年5月16日より令和7年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

振込先

[Redacted]

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和6年5月15日

貸主(甲) 住所 埼玉県富士見市水谷東 3-33-14
氏名 [Redacted]
代表取締役 市川 理恵子

電話

借主(乙) 住所 埼玉県志木市中宗岡 1-1-2
氏名 鈴木 正人
電話 048-476-7525

仲介人

住所 氏名 電話

取引主任者 氏名 登録番号

整理番号 40-1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日 6 年 7 月 4 日 67年8月5日, 67年9月4日	支出額 百万 1 千 4 円 8 角 5 分 ※政務活動費を充当した金額を記載
使 途 廃棄物処理 (6.7.8月分)	$5500 \times 3 = 16500$ $16500 \times 0.9 = 14850$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団
 ⑤ 鈴木正人
 支払先 大村商事(株)

政務活動費の割合を
 9割4角のため

別紙明細

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 40 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-07-04	13:14	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	円	円	円
お振込明細またはご案内 電信			
お受取人	サイトマリツナ		
	ツキ		
	普通 0619492		
	オオムラツヨウツ”(カ様 登録番号 0002		
ご依頼人	スス”キマサト セイムカット”ウツ”ムツヨ様		
	電話番号	印紙税申告納	
取扱番号	040001	付につき浦和 税務署承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-08-05	14:15	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	円	円	円
お振込明細またはご案内 電信			
お受取人	サイトマリツナ		
	ツキ		
	普通 0619492		
	オオムラツヨウツ”(カ様 登録番号 0002		
ご依頼人	スス”キマサト セイムカット”ウツ”ムツヨ様		
	電話番号	印紙税申告納	
取扱番号	050006	付につき浦和 税務署承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-09-04	12:37	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	円	円	円
お振込明細またはご案内 電信			
お受取人	サイトマリツナ		
	ツキ		
	普通 0619492		
	オオムラツヨウツ”(カ様 登録番号 0002		
ご依頼人	スス”キマサト セイムカット”ウツ”ムツヨ様		
	電話番号	印紙税申告納	
取扱番号	040002	付につき浦和 税務署承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

40-3

出力日 : 2024/07/02 09:26

請求書



請求先 (発行先コード XXXXXXXXXX)
 〒353-0002
 埼玉県志木市
 中宗岡1-1-2

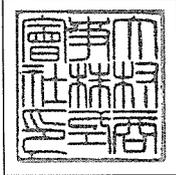
 TEL : 048-476-7525
 鈴木正人事務所

 御中

請求元
 〒353-0003
 埼玉県志木市下宗岡
 2-18-20

 TEL : 048-472-0328
 大村商事株式会社

 登録番号 : T1030001045239



請求書発行日 2024年7月2日(火)
 請求書番号 000023851
 締日 2024年6月30日(日)
 支払期限 2024年7月31日(水)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
------	---------

件名 : 廃棄物処理代

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 材ムラヨウジ(カ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 材ムラヨウジ(カ)
備考	

40-4

請求元：大村商事株式会社

出力日：2024/07/02 09:26

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号	部門		備考				
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2024/06/30	廃棄物処理代6月分	4,000	1	式	4,000	(課税 10%)	
		鈴木正人事務所					
			--				--
2024/06/30	(3) 段ボール収集運搬	1,000	1	式	1,000	(課税 10%)	
		鈴木正人事務所					
			--				--

40-5

出力日 : 2024/08/02 09:41

請求書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX)

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡 1-1-2

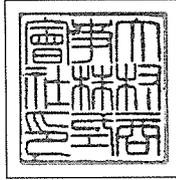
TEL : 048-476-7525

鈴木正人事務所

御中

請求元

〒353-0003
埼玉県志木市下宗岡
2-18-20



TEL : 048-472-0328
大村商事株式会社

登録番号 : T1030001045239

請求書発行日	2024年8月1日(木)
請求書番号	000025228
締日	2024年7月31日(水)
支払期限	2024年8月31日(土)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
------	---------

件名 : 廃棄物処理代

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 オムラヨウジ(カ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 オムラヨウジ(カ)
備考	

40-6

請求元：大村商事株式会社

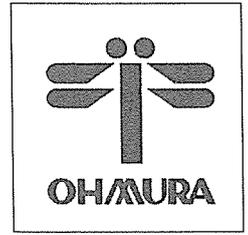
出力日：2024/08/02 09:41

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号	部門			備考			
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2024/07/31	廃棄物処理代7月分	4,000	1	式	4,000	(課税 10%)	
		鈴木正人事務所					
			--				--
2024/07/31	段ボール収集運搬費	1,000	1	式	1,000	(課税 10%)	
		鈴木正人事務所					
			--				--

40-7

出力日 : 2024/09/03 11:42

請求書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX)

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

TEL : 048-476-7525

鈴木正人事務所

御中

請求元

〒353-0003
埼玉県志木市下宗岡
2-18-20

TEL : 048-472-0328
大村商事株式会社

登録番号 : T1030001045239

請求書発行日 2024年9月3日(火)

請求書番号 000028007

締日 2024年8月31日(土)

支払期限 2024年9月30日(月)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
-------------	----------------

件名 : 廃棄物処理代

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 オムラヨウジ(カ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 オムラヨウジ(カ)
備考	

40-8

請求元：大村商事株式会社

出力日：2024/09/03 11:42

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号	部門			備考			
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2024/08/31	廃棄物処理代8月分	4,000	1	式	4,000 (課税 10%)		
				鈴木正人事務所			
			--				--
2024/08/31	段ボール収集運搬費	1,000	1	式	1,000 (課税 10%)		
				鈴木正人事務所			
			--				--

整理番号 47

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	<input type="text"/> 6年 <input type="text"/> 7月 <input type="text"/> 7日, 8/5, 9/5
支出額	68,200 × 3 = 204,600 (按分した場合の積算方法 $204,600 \times \frac{9}{10} = 184,140$)
使途	事務所家賃 (R6.7~9月分)
支出先	(株) サニハウジング

百万 千
184140 円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



事業用建物賃貸借契約書

貸主



(以下「甲」という)と借主 榮 寛美

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	大島ハイツ			1 階	101号室
	所 在 地	(登記簿) 春日部市南四丁目 3520番地21、3520番地22				
		(住居表示) 埼玉県春日部市南四丁目26-4				
	種 類	アパート	家屋番号	3520番21		
	構 造	木造 / 2 階建				
面 積	専有(壁芯)	20.00 m ² (約 6.05 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)		
	バルコニー	m ² (約 坪)				
物件の所有者	(住所)	[Redacted]				
	(氏名)					
頭書(2) 貸借条件	使用目的	事務所				
	賃 料	月額 66,000 円(うち消費税 6,000 円)	敷 金	(賃料の 1 ヶ月分)		
	管 理 費	月額 円(うち消費税 円)		(金額) 60,000 円		
	共 益 費	月額 2,200 円(うち消費税 200 円)	礼 金	(賃料の 1 ヶ月分)		
	駐 車 料	月額 円(うち消費税 円)		(総額) 66,000 円 (うち消費税) 6,000 円		
	付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	権 利 金	(総額) 円		
	雑 費	月額 円(うち消費税 円)		(うち消費税) 円		
	保 険 料	総額 19,000 円(うち消費税 円)	更 新 料	新賃料の 1 ヶ月分		
	保 証 料	68,200 円		(別途消費税)		
	保 証 金	円(3.3m ² 当たり 円)	更 新 手 数 料	新賃料の 0.5 ヶ月分		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		(別途消費税)		
	保証金の償却	・建物明渡し時に	%	・契約更新時毎に	%	
		(総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他		(総額) 円 (うち消費税) (円)		
	(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)					
契約期間	令和5年06月02日 から 令和7年06月01日迄の 2年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所)				
	持参先	(氏名)				
	振込先	口座No.		振込金額合計 (振込料は乙の負担とする)		
	口座名義人	口座引落 委託会社名 保証会社		68,200 円		
翌月分を毎月 27 日迄に前払(翌月分前払)。 但し、振込の場合は、27日までに入金を確認できるものとする。						

頭書(3) その他の	付属施設	[Redacted]				
	貸与する鍵一覧	No.	[Redacted]			No.
		No.	[Redacted]			No.
	鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 令和5年06月02日			ポストボックス	[Redacted]	

頭書(4)
特約事項
別紙、特約事項を参照してください。

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

令和5年5月26日

	貸主・甲	借主・乙
住所	〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1	〒[Redacted] [Redacted]
電話番号	048-739-1235	[Redacted]
氏名	[Redacted] 貸主代理人 株式会社サンハウジング 代表取締役 金子 勝博	榮寛美
乙の連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)
保証機関	エルズサポート(株)	

(緊急時の連絡先)
〒 [Redacted] (住所) [Redacted]
(氏名) [Redacted] (電話番号) [Redacted] (乙との関係) [Redacted]

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事(2)第22757号	免許番号	埼玉県知事(16)第666号
主たる事務所	埼玉県春日部市大場1057番地1	主たる事務所	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5
商号	株式会社サンハウジング	商号	株式会社マルヤ住宅
代表者	代表取締役 金子 勝博	代表者	代表取締役 新井 丹
宅地建物取引士		宅地建物取引士	
登録番号	[Redacted]	登録番号	[Redacted]
氏名	[Redacted]	氏名	[Redacted]
事務所名	株式会社サンハウジング	事務所名	[Redacted]
所在地	埼玉県春日部市大場1057番地1	所在地	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5
電話	048-739-1235	電話	TEL048-761-3737 FAX048-761-7010

整理番号			6	0
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>6</td> <td>年</td> <td>0</td><td>7</td> <td>月</td> <td>0</td><td>9</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td></td> <td>0</td><td>9</td> <td></td> <td>1</td><td>2</td> <td></td> </tr> </table>	0	6	年	0	7	月	0	9	日				0	9		1	2		支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td>1</td><td>2</td> </tr> <tr> <td></td><td>2</td><td>6</td> </tr> <tr> <td></td><td>8</td><td>8</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		1	2		2	6		8	8
0	6	年	0	7	月	0	9	日																									
			0	9		1	2																										
百万	千	円																															
	1	2																															
	2	6																															
	8	8																															

使 途	7・8・9月分事務所賃借料 振込手数料1320円を含む	$136,320 \times 0.90 = 122,688$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----	--------------------------------	------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

45,000
 440 [振込手数料]
 45440 × 3か月
 136,320

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
37706	06-07-16	11:46
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥45,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証
円 円 円		(印) (印)

※領収書は、重ねて貼付
 ※領収書を貼るスペース
 (別紙にも整理番号)

お振込明細またはご案内

お受取人 

ご依頼人 **イバ アナリティクスシステムズ株式会社**

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「た
 載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載するこ

電話番号 

取扱番号 **400098**

印紙税申告納
 付に済済和
 税務署承認済

うな記

*印紙税を納付しない場合は+印で消しております。 →

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

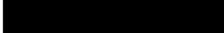
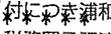
取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
37704	06-08-09	11:14
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥45,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (円)  認証		

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 

お依頼人 オハ アキヒトセイムカツト ウツ ムウヨ様

電話番号  印紙税申告納
取扱番号 300034  村中津浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

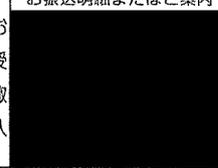
キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

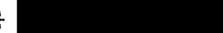
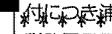
取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
37707	06-09-12	15:05
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥45,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (円)  認証		

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 

お依頼人 オハ アキヒトセイムカツト ウツ ムウヨ様

電話番号  印紙税申告納
取扱番号 400053  村中津浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

貸室賃貸借契約書

貸貸人 **尾花 瑛仁** 政務事務所 事務所 と賃借人

との間に、次のとおり貸室賃貸借契約を締結します。

第1条 (目的建物の表示) 貸貸人はその所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

貸室の所在場所 **上尾市本町1-1-5**
鉄骨 造 **陸屋根** 葺 **3** 階 **2** 階
室 **31** 平方メートル (**203** 号室)

第2条 (賃貸借期間) 賃貸借の期間は **令和5** 年 **7** 月 **6** 日から **令和8** 年 **6** 月 **30** 日までの **3** 年間とします。ただし、賃貸人・賃借人は、協議のうえで本契約を更新することができるものとします。

第3条 (賃料) 賃料は1か月金 **45,000** 円也とし、賃借人は毎月 **25** 日までに **前** 月分を賃貸人の住所に持参もしくは送金して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。また、本件貸室の一部が、火災その他の災害で滅失したとき(ただし、いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限り)は、賃借人は、契約期間中であっても、賃貸人との協議に基づき、当該滅失等された部分に相当する賃料を減額することができるものとします。

第4条 (敷金) 賃貸人は敷金として金 **45,000** 円也を賃借人から申し受けるものとします。敷金は賃料債務その他の本契約に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する債務を担保する目的で預託されるものであり、利息を付さないものとします。賃借人の債務への充当の範囲、方法およびその返還については本契約に定めるところによるものとします。

第5条 (使用目的) 賃借人は、貸室を **政務事務所** の目的で使用し、他の用途に使用してはなりません。

第6条 (転貸等の禁止) 賃借人は、賃借権を譲渡し、もしくは本件貸室を転貸し(同居、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または賃貸人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。また、賃借人は、本件貸室の使用に必要であっても修繕を行う場合は賃貸人の承諾を得なければなりません。ただし、賃借人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃貸人がその旨知ったにもかかわらず、賃貸人が相当期間内に必要な修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または小修繕の場合はこの限りではありません。

第7条 (当然終了) 本件貸室が、火災その他の災害で大破または滅失したときには、本契約は当然に終了します。

第8条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- 一、賃借人の使用に供している本件貸室の一部が火災その他の災害で大破または滅失し、これにより本契約の目的を達成することができないとき。
- 二、賃貸人の事前の承諾なく、本件貸室の改造、造作、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。
- 三、賃貸人の事前の承諾なく、賃借人が賃借権を譲渡し、または本件貸室を転貸するとき。
- 四、賃借人が自身あるいは契約締結時に賃貸人に申告した家族以外の者に賃貸人の事前の承諾なく本件貸室を占有させたとき。
- 五、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
- 六、賃借人につき仮差押、仮処分または強制執行を受けたとき。
- 七、賃借人に対し競売、破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立があったとき、あるいは賃借人が自らこれら手続の申立をしたとき。
- 八、賃借人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
- 九、賃借人振出の手形小切手が不渡処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 十、賃借人の財産または信用状態が悪化し、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- 十一、反社会的勢力との関係において、(イ)賃借人または賃借人の役員等が反社会的勢力と認められるとき、(ロ)反社会的勢力が賃借人の経営に実質的に関与していると認められるとき、(ハ)賃借人が反社会的勢力を利用したと認められるとき、(ニ)賃借人が反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供与するな

どの関与が認められるとき、(ホ)賃借人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき。なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これに関連または準ずる者をいいます。

2 賃借人が、(イ)賃料の支払いを怠ったとき、(ロ)賃料の支払いを複数回にわたって遅延するとき、(ハ)本契約に定める使用目的以外の用途に使用したとき、(ニ)その他本契約に違反したときにおいて、賃借人はこれを是正するよう催告をし、相当期間を経過した後にこれが是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、(イ)および(ニ)について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、これに拠るものとします。

第9条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において、危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。

第10条 (損害賠償等) 賃借人(その家族を含みます)の責に帰すべき事由により本件貸室を汚損、破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。

第11条 (ガスの使用料等) 電気、水道、ガス等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃借人の定めた方法で支払うものとします。

第12条 (賃借人の解約申入れ) 賃借人は賃借人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え1か月分の賃料相当額を賃借人に支払って即時に解約することができます。

第13条 (延滞賃料等への充当等) 敷金には利子をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第10条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃借人は本契約終了前であってもその敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。この場合、賃借人は賃借人に対し当該充当部分に相当する金額を敷金として交付しなければなりません。

第14条 (敷金の返還) 賃借人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から貸室の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料もしくは第10条の損害賠償金額があるとき、または第16条に定める賃借人の義務が履行されないときはこれらを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還するものとします。

第15条 (移転料等の不請求) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃借人に対し、移転料、立退き料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。

第16条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、本契約中に賃借人が造作・加工・設置したものがあれば賃借人が取去を求めない旨表明した場合を除いてすべてこれを取去し、本件貸室を原状に復したうえで(ただし、通常の使用および収益によって生じた本件貸室の損耗ならびに本件貸室の経年劣化は原状回復の対象ではないものとします)、賃借人の立会を求め、本件貸室の引渡しをするものとします。

第17条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人に対する賃借人の一切の債務について保証し、本契約に定める賃料 年分を上限として、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第18条 (合意管轄) 本契約に関する紛争については、賃借人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第19条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので本契約書 各自署名捺印のうえ、各1通を所持します。

通を作成し、
令和5年7月6日

賃借人 現住所 []
氏名 []

賃借人 現住所 上尾市仲町 1-5-7
氏名 尾花 瑛 仁 政務活郵事務所

連帯保証人 現住所
氏名 []

整理番号

				18
--	--	--	--	----

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日 6年 7月 17日	支出額 百万 千 円 ¥ 1,575,000
--------------------	------------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所賃料 7月、8月、9月分
 $75,000 \times 3ヶ月 = 225,000$
 政務活動に使用する割合が $\frac{1}{10}$ 以上であるため $225,000 \times 0.7 = 157,500$

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

しんきんキャッシュサービス
お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

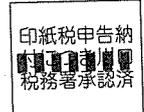
ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
06 07 17	12510455-0101
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251-	*****
お取引金額	
お取引内 手数料	お引出
通帳員	お取引金額
時刻 11:15	¥225,000*
説明コード	お取引後残高

※ 領収書
※ 領収書
(別紙) も

お受取人

【振込手数料】
すること。

ご依頼人
ウメサワ ヨシカス様
048052-5777



川口信用金庫 C-10-1

※領収書等には、①年月日、②金
④発行者、⑤宛名が記載されていること、(領収書の裏面には、本欄に備記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

うめざわ佳一



普通預金(兼お借入明細)

2

*差引残高欄に(-)印があるものは貸越残高です。

三 三 三	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高
-------	-----	-----------	-----------	---------



D 6- 7-17	ATM振込	225,000		
-----------	-------	---------	--	--

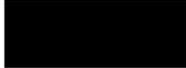


1. 証券類をご入金の場合は摘要欄に記号(他券、振込)と日付を印字します。
払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。
2. 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記憶いたします。

2

政務活動に使用する割合が / 以上であるため

建物賃借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃借契約を締結する。

第一条 (賃借物件) 甲は乙に次の物件 (以下「本物件」という) を賃借する

建物の表示 ; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央 2 - 9 - 1 4

構 造 木造平屋建て

床面積 1 8 m²

第二条 (賃借期間) 賃借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

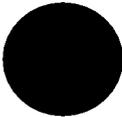
第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1 か月 金 7 5,0 0 0 円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書 2 通を作成し、各自押印の上、各 1 通を保有するものとする。

賃貸人 (甲) 

賃借人 (乙) 久喜市栗橋東 2 - 5 - 8

梅沢佳一 

整理番号 0035

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	06 年 07 月 19 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	4	13	5000
百万	千	円							
4	13	5000							

使 途	<p>政務活動事務所 家賃 8月分</p>
-----	-----------------------

領収書等貼付欄 政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ であるため

$$1500000 \times 0.9 = 1350000$$

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



0035-2

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2024/07/19
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	110 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、本画面の「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

閉じる

0035-3

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日 から	3 年 月間	
終期	2026年7月11日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	150,000 円	(内消費税等	円・税率	%)	
共益費(管理費)	月額	0 円	(内消費税等	0 円・税率	0 %)	
保証金(敷金)		0 円	賃料の	ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引						
		円			円	
礼金		0 円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末日までに支払う				
		<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>				
	振込先金融機関名・支店名	埼玉りそな銀行 [] 支店			口座種別	[]
	口座番号	[]	口座名義人・フリガナ	[]		
	振込手数料負担者	借主	持参先			

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市市場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	[]
	氏名	[]

(6) 連帯保証の極度額

0035-4

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	・	<input type="checkbox"/>	円

特約条項

- ◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
- ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市市場新町14-2
 氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]
 氏名 須賀 昭夫 電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]
 極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 <input checked="" type="checkbox"/> 貸主 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 8359 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県川越市市場新町	事務所所在地
商号 株式会社 秀拓	商号
代表者等 米原 恭淳	代表者等
登録番号 (株) 第 000010 号	登録番号 第 号
宅地建物取引士 [Redacted]	宅地建物取引士

整理番号 4 0

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1 : 調査研究費 2 : グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費</p> <p>9 : 資料購入・作成 10 : 交通費</p>
-------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<input type="text"/> 6 年 <input type="text"/> 7 月 <input type="text"/> 19 日 <small style="margin-left: 100px;">他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">百万</td> <td style="padding: 0 5px;">千</td> <td style="padding: 0 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">376</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		2	376
百万	千	円							
	2	376							
使 途	<p>7 ~ 9 月分ダスキン使用料 (事務所用)</p> <p>(按分の積算方法 2,970 円 × 8/10)</p>								

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

ダスキン愛の店フランドルイーストチェーン店

納品・領収書

■ No. 0001003172 T8030001060421

神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 6年 7月 19日 次回は 月 日 曜日

担 当 ■

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 収	今 回 残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

領収書

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額

990

前回未収額

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号 4 0 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品 領収書
 No. 0001007545 T8030001060421 **ダスキン マルシン**
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076
 納品日 6年8月17日 次回は 月 日 曜日
 担当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10% 990 内消費税 ***		90			

おしらせ 印紙 5万円以上 貼付 領収額 990 ← 前回未収額

納品 領収書
 No. 0001010870 T8030001060421 **ダスキン マルシン**
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076
 納品日 6年9月13日 次回は 月 日 曜日
 担当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10% 990 内消費税 ***		90			

おしらせ 印紙 5万円以上 貼付 領収額 990 ← 前回未収額

整理番号	207
------	-----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 30px;">6</td> <td style="width: 30px;">年</td> <td style="width: 30px;">7</td> <td style="width: 30px;">月</td> <td style="width: 30px;">20</td> <td style="width: 30px;">日</td> </tr> </table>	6	年	7	月	20	日	
6	年	7	月	20	日			
支出額	<p style="font-size: small;">百万 千</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 30px;">1</td> <td style="width: 30px;">7</td> <td style="width: 30px;">6</td> <td style="width: 30px;">0</td> <td style="width: 30px;">0</td> <td style="width: 30px;">0</td> <td style="width: 30px;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $220000 \times 0.8 = 176000$)</p>	1	7	6	0	0	0	円
1	7	6	0	0	0	円		
使途	事務所家賃と12(7月分)							
支出先	[REDACTED]							

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団
 印

事業用建物賃貸借契約書

貸主 伊久磨 (以下「甲」という)と借主 森 伊久磨 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約書」に基づいて、下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約書のとおり乙 資務について連帯保証契約を締結した。

名称	本町貸事務所		1 階
所在地	(住所) 斐田市本町3866番地8		
種類	(住所表示) 埼玉県蓮田市本町3-12		
積造	木造		
面積	専有 37.41 m ² (約 坪)	その他使用可能な面積 (約 坪)	1 階建
物件の所有者	(住所) [REDACTED] (氏名) [REDACTED]		
使用目的	事務所		
賃料	月額 220,000 円(うち消費税 20,000 円)	敷金	(賃料の 1ヵ月分) 0 円
管理費	月額 円(うち消費税 円)	礼金	(賃料の 1ヵ月分) 200,000 円
共益費	月額 円(うち消費税 円)	更新料	(総額) 0 円
駐車料	月額 円(うち消費税 円)	更新料	(うち消費税) 0 円
付帯施設料	月額 円(うち消費税 円)	更新料	(総額) 0 円
雑費	月額 円(うち消費税 円)	更新料	(うち消費税) 0 円
保険料	月額 18,500 円(うち消費税 円)	更新料	(総額) 0 円
保証料	円	更新料	(うち消費税) 0 円
保証金	円(0.5ヵ月当たり)	更新料	(総額) 0.5ヵ月分
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		
保証金の償却	・建物明渡し時に (総額) 円 (うち消費税) 円 (償却率は、償却日から10日以内に返還しなければならぬ。)		
契約期間	2023年10月01日 から 2025年09月30日 迄の 2年 0ヵ月 0日間		
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する。		
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付帯施設料の支払方法並びに支払期限	(住所) 持参先 持参先 (氏名) [REDACTED] (税込合計 (税込料仕乙の負担とする)) 220,000 円		

当月分を当月 20 日迄に支払うものとする。 振込の場合は、20日までに当月分の入金を確認できるものとする。

新規 No.	更新 No.	借主 No.
貸主 No.	借主 No.	借主 No.
借主 No.	借主 No.	借主 No.

※更新時、更新手数料をとること。更新手数料として賃料の1/2ヶ月と消費税を仲介業者に支払うこと。
 ※退去時、借主の負担において貸主指定の業者でハウスクリーニングを行うこと。
 ※借主は入居期間中、借家人賠償補償付の保険に加入すること。
 ※借主は自然損耗と認め難い故意・過失による破損、汚損、汚損箇所 (タバコのヤニによる汚れ、クロスのカビ等、ほか関係者による汚損) を含む、を修繕する等の原状回復措置をとらなくてはならない。
 ※入居開始時、エアコン2台は貸主負担で設置し、メンテナンスは借主負担とする。

本契約の締結を証する為本 [REDACTED]、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。
 令和5年9月26日

住所	[REDACTED]	借主・乙
電話番号	[REDACTED]	借主・甲
氏名	林 伊久磨	印

乙の連帯保証人・丙	[REDACTED]	印
保証人	[REDACTED]	印
保証人	[REDACTED]	印

(緊急時の連絡先)	(住所)	(電話番号)	(乙との関係)
免状番号	埼玉県知事 (15) 第3401号	免状番号	業者
主たる事務所	埼玉県蓮田市本町3-8	主たる事務所	業者
商号	日信土地株式会社	商号	業者
代表者	田部井 稜人	代表者	業者

登録番号	氏名	事務所名	所在地	電話
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
登録番号	氏名	事務所名	所在地	電話
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

整理番号 5 2

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1 : 調査研究費 2 : グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費</p> <p>9 : 資料購入・作成 10 : 交通費</p>
-------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	6 年 7 月 20 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">400</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		2	400
百万	千	円							
	2	400							

使 途	<p style="text-align: center;">事務所エアコン修理代金として</p> <p style="text-align: center;">(按分の積算方法 3,000 円 × 8/10)</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
---------	---------------

領収証

No.

神尾 たかし様

2024年 7月 20日

金額	¥ 3,000 -	内	
		8%(税込・税抜)金額	消費税額等
		10%(税込・税抜)金額	消費税額等
		現金・カード・()	

但 事務所エアコン修理代金

飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

埼玉県深谷市本郷3441

神尾電化サービス

〒369-0214 電話048(585)5587

登録番号 _____

HISAGO #787

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

整理番号	53
------	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="22"/> 日 8/20, 9/20						
支出額	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">百万</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <div style="margin-left: 5px;">千円</div> </div> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 121,000 × 0.9) × 3ヶ月</p>	3	2	6	7	0	0
3	2	6	7	0	0		
使途	事務所賃借料(8月, 9月, 10月分)						
支出先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>						

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



賃貸借契約書

(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ~ 令和8年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様

有限会社アーヴェンクリエイト

埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005



賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間で表記の賃貸借に関し、本日下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の一月月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

令和 5 年 11 月 3 日

貸主

氏名

住所

電話

借主

氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴァンクリエ

〒332-0012 埼玉県川口市本町

フジタ川口 103号

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事 (3) 第22120号

整理番号

		5	4
--	--	---	---

政務活動費 支出証明書

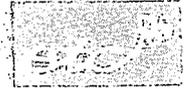
領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; text-align: center;">6</td> <td style="border: none; padding: 0 5px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; text-align: center;">7</td> <td style="border: none; padding: 0 5px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; text-align: center;">22</td> <td style="border: none; padding: 0 5px;">日</td> </tr> </table> 8/20. 9/20	6	年	7	月	22	日				
6	年	7	月	22	日						
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 0.8em;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: 0.8em;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 40px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 (22,000 × 0.9) × 3ヶ月)</p>	百万	千			5	9	4	0	0	0
百万	千										
5	9										
4	0										
0	0										
使 途	事務所駐車場代 (8月・9月・10月分)										
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>										

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



貸借借契約書

川口1丁目パーキング



永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

54-3

自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

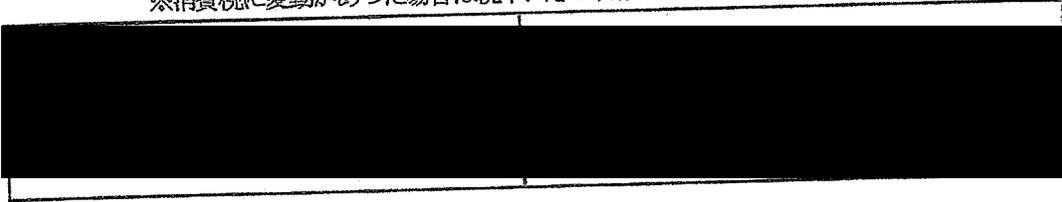
賃貸人 XXXXXXXXXX を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 XXXXXXXXXX
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。



- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

- 第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。
- 第10条
- 1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡すものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。
 - 2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。
方が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

54-5

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、其他所定の事項に変更のあったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。

2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

54-6

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲



甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙

住所 埼玉県川口市本町1-6-10
氏名 永瀬 香樹
電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地
会社名
電話

その他緊急連絡先



2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変わります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

54-8

賃借借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内	
契約者	永瀬 秀樹	

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容			新 契 約 内 容		
旧契約期間			新契約期間		
2023年5月1日	から		2024年5月1日	から	
2024年4月30日	まで		2025年4月30日	まで	
月 額	22,000 円		月 額	22,000 円	
内訳	家 賃	20,000 円	内訳	家 賃	20,000 円
	消費税	2,000 円		共益費	2,000 円
	合計	22,000 円		合計	22,000 円

【追記事項】

注意事項

今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2024年 5月13日

貸 主	住 所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)
	氏 名	株式会社トータルホーム 代表取締役 田中利明
借 主	住 所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏 名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
緊急連絡先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルオ 国土交通大臣 (4)	

御 請 求 書

令和 6年 7月22日

埼玉県議会 柿沼たかし事務所 様



有限会社 横須賀電機
代表取締役 横須賀章男

〒348-0053 埼玉県羽生市南3丁目1-27
TEL : 048-561-0526 FAX : 048-561-0402
登録番号 : T8030002042039

下記の通り御請求申し上げます。
今後ともよろしく願いたします。

--	--

お振込先
(有)横須賀電機 代表取締役 横須賀茂
埼玉りそな 羽生支店 (普) 3699089

工事名 : エアコン納品

合計金額	¥99,800- (内税¥9,072)
-------------	----------------------------

上記金額には消費税が含まれています。

名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
ルームエアコン	CS-564DFL2	1	台		90,728	
小 計					90,728	
消費税 (10%)					9,072	
合 計					¥99,800	

御 請 求 書

令和 6年 7月22日

埼玉県議会 柿沼たかし事務所 様



有限会社 横須賀電機
代表取締役 横須賀章男

〒348-0053 埼玉県羽生市南3丁目1-27
TEL : 048-561-0526 FAX : 048-561-0402
登録番号 : T8030002042039

下記の通り御請求申し上げます。
今後ともよろしく願いたします。

--	--

お振込先
(有)横須賀電機 代表取締役 横須賀茂
埼玉りそな 羽生支店 (普) 3699089

工事名： エアコン交換工事

合計金額 ¥98,200- (内税¥8,927)

上記金額には消費税が含まれています。

名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
住宅分電盤	BQW351221	1	台		35,000	
作業技術工費		1	式		20,000	
室外機取付 (高所)		1	式		15,000	
配管材		1	式		7,000	
運搬処分費		1	式		4,000	
諸経費		1	式		8,273	
小 計					89,273	
消費税 (10%)					8,927	
合 計					¥98,200	

整理番号 44

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	6 年 7 月 22 日 <small>他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">2697</td> </tr> </table> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>	百万	千	円				2697		
百万	千	円										
2697												

使 途	<p style="text-align: right;">$1,507 \times \frac{1}{2} = 754$</p> <p style="text-align: center;">ダスキン送料代(7~9月分) $2,377 \times \frac{1}{5} = 475.4$</p> <p style="text-align: right;">$1,507 \times \frac{1}{2} = 754$</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄	<p>政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする</p>
----------------	------------------------------------------

ダスキンフランチャイズチェーン加盟

お客さま名 XXXXXXXXXX 5100 4875 8162 4638
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
 兼 領収書
 登録番号:T8070001004715

株式会社ダスキンサーヴ北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

No.100348220600

発行日 2024年 7月 22日 次回訪問日 2024年 8月 19日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収			訂正	備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額		
ベーシックマットS・G	BSG	4W	693	1	1	693					
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	814	1	1	814					

印紙
 5万円以上
 貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額	消費税率
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額	
	1,370	137	1,507	1,507	10%

確認サイン

担当者名
XXXXXXXXXX

DUSET Duet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 44-2

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 2040 4875 8162 4270

※ 整理番号納品請求書入力すること。

小島 信昭様
ポイントカード

兼領収書 株式会社ダスキンサーブ 北関東
登録番号:T8070001004715 ダスキン宮原支店
〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390
No.100349824700

発行日 2024年 8月 19日 次回訪問日 2024年 9月 16日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693		
ハンディモップF	H-F	8W	1	1	870	1	1	870		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814		

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額		消費税		合計金額		領収額	
	訂正後	税抜金額	訂正後	消費税	訂正後	合計金額	訂正後	領収額
		2,161		216		2,377		2,377

消費税率 10% 確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

JUSKIN

DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

497

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 2320 4875 8162 4676

納品・請求書
兼領収書 株式会社ダスキンサーブ 北関東
登録番号:T8070001004715 ダスキン宮原支店
〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390
No.100351455700

小島 信昭様
ポイントカード

発行日 2024年 9月 16日 次回訪問日 2024年 10月 14日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814		

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額		消費税		合計金額		領収額	
	訂正後	税抜金額	訂正後	消費税	訂正後	合計金額	訂正後	領収額
		1,370		137		1,507		1,507

消費税率 10% 確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

JUSKIN

DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

286

整理番号			4	0
------	--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	6年 7月 22日 9 24	支出額	百万 千 円 261360 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	-------------------	-----	--------------------------------------------

使途	事務所 家賃 $82,500 \times 3ヶ月 \times 0.9 = 222,750$ 駐車場代 $14,300 \times 3ヶ月 \times 0.9 = 38,610$ 「8月～10月分」
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

口座名義 松井弘

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

別紙明細

振込手数料

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 40 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	*****
取扱店	お取引日	時刻
38804	06-07-22	17:43
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬) (真)
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビツユー・イフツ"イ
キソツチヨウ
普通 0798970
カ)クラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納
取扱番号 500013 付)つき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	*****
取扱店	お取引日	時刻
38803	06-08-26	15:03
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬) (真)
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビツユー・イフツ"イ
キソツチヨウ
普通 0798970
カ)クラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納
取扱番号 300124 付)つき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	*****
取扱店	お取引日	時刻
38804	06-09-24	16:10
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬) (真)
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビツユー・イフツ"イ
キソツチヨウ
普通 0798970
カ)クラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納
取扱番号 500007 付)つき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商事(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	名称	平野商事ビル駐車場	指定場所	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	■■■■■■■■■■
---------	----------	------	------------

頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 13,000円(別途消費税相当額 1,300円)
敷金	金13,000円
支払期限: 毎月末日までに翌月分を支払う	
支払方法	1. 口座振替 金融機関: ■■■■■■■■■■ 口座番号: ■■■■■■■■■■ 口座名義人: ■■■■■■■■■■ TEL: 090-4590-2797
	2. 振込み
	3. 持参 持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社平野商事
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭付(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

頭付(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭付(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
- 4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL 090-4590-2797
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松中 弘	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役 望月 誠
	事務所所在地・TEL 東京都墨田区立川3丁目3番8号	
	免許証番号 東京都知事 (1) 第103854号	
宅地建物 取引士	氏名 [REDACTED]	登録番号 [REDACTED]
	業務に従事する事務所名	株式会社Grant
	事務所所在地	東京都墨田区立川3丁目3番8号
	TEL	03-6659-9256

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事
取引会社：株式会社MARUWA
不動産事業部 [REDACTED]
TEL：03-5638-1677

消費税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率に変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	－円	－円
水道代	700円	700円
消費税	－円	－円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

事業用賃貸借契約書（更新）

貸主 株式会社平野商事（以下「甲」という。）と借主 松井 弘（以下「乙」という。）に基づき、2019年(令和元年)7月19日付事業用建物賃貸借契約（その後の変更を含み、以下「原契約」という）のうち、下記条項より甲、乙協議の上合意したのでこれを証する為、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。なお、下記条項以外については原契約の定め通りとする。

目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号)26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/(3)階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	1994年(平成6年)5月
面 積	29.65㎡(8.97坪)			
附 属 施 設	無			

賃料等

賃 料	月額 82,500円 (内消費税等10% 7,500円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内消費税等10% 0円)	火災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月分)	電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円

第1条

原契約第2条及び原契約頭書(3)の契約期間「2019年(令和元年)7月20日から2022年(令和4年)7月19日まで」とあるを「2022年(令和4年)7月20日から2025年(令和7年)7月19日」までと変更する。

第2条

本契約書に定める項目以外のものは、すべて原契約に定める各条項を適用するものとする。

2022年(令和4年) 6 月 29 日

甲・貸主	氏名	株式会社 平野商 代表取締役 張	TEL・FAX 03-6204-2907
	住所	〒135-0081 東京都江東区豊洲4-8-13	
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	
連帯保証人	氏名	原契約書通りとする	TEL ()
	住所		
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。		

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社 Grant	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 望月 誠	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事(1)第103854号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	令和元年8月23日	免許年月日	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[REDACTED]	氏 名	㊟
	登録番号	[REDACTED]	登録番号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社 Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

2023年1月吉日

平野商事ビル テナント様

貸主：株式会社平野商事

新管理会社：株式会社Grant

代表取締役 望月 誠

管理会社変更のご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、契約当初より現在まで、平野商事ビルの賃貸管理業務を貸主にて行ってまいりましたが、2023年(令和5年)3月より株式会社Grantにて行うこととなりましたので、ご連絡致します。

つきましては、2023年(令和5年)3月1日以降は、賃貸管理業務(家賃管理、契約更替手続き・解約手続き、共有部分を含む設備等のトラブル対応)は株式会社Grantにてとり行いますので、下記連絡先をご確認下さいませよう宜しくお願い致します。

管理会社の変更に伴い、賃料等の振込先につきましても、
2023年3月分賃料等(2023年2月末支払い分)より、下記口座に変更となります。
大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承の程、宜しくお願い致します。

今後につきましても変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

〒130-0023

東京都墨田区立川3-3-8 彩美ビル1階

株式会社Grant 代表取締役 望月 誠

渡邊 和夫・遠藤 広章

(連絡先)

電話番号：03-6659-9256 FAX番号：03-6659-9257

E-MAIL(代表)：contact@grant-realestate.com

【賃料等振込口座】※2023年3月分賃料(2023年2月末支払い分)より

三菱UFJ銀行 錦糸町支店 普通口座 NO. 0798970

株式会社Grant(グラント)

以上

整理番号 54

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 ⑧ 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	6 年 7 月 22 日	支出額	<table border="1" style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4636</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	7	4636
百万	千	円							
1	7	4636							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>政務活動事務所 家賃 共益費 駐車場</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">194040 × $\frac{9}{10}$ = 174636</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** (RESOMA) お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
りそな	017	*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10403	06-07-22	12:44	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥193,600	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
ミツヒ"ツ"ー"フ"ク" イ
オオクラヤマ
普通 0646625
セイワソウコウ(カ様
登録番号 0005

ご依頼人
ヒカ"ツ"ヤマトオルセイムカ"ツ"ムソヨ様

電話番号
取扱番号 400038

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

※領収
※領収
(別紙)

6月分

[振込手数料]

用すること。

※領収書等には、①年月日、② (されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

北野第2ビル 3階

東山 徹 様

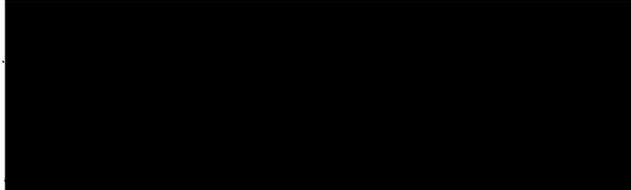
令和6年3月1日～令和11年2月28日

特約事項

- 乙が本物件を引渡時の現況から標記（A）の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等（以下「残置物」という）についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和6年2月24日

貸主・甲	借主・乙
聖和商行株式会社 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山 代表取締役 北野 敦也	 東山 徹
	連帯保証人・丙
印	

媒介業者

[取引態様]「貸借」/媒介・代理	[取引態様]「貸借」/媒介・代理	[取引態様]「貸借」/媒介・代理
[免許証番号] 埼玉県知事(12)第8534号 [免許年月日] 令和4年5月17日 [主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園2-13 [商号又は名称] 狭山不動産株式会社 [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] 埼玉県知事(5)第19372号 [免許年月日] 令和3年7月13日 [主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡1-4-32 [商号又は名称] 株式会社ハウスネット [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] [免許年月日] [主たる事務所] [商号又は名称] [代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号]	[登録番号]	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士)	(宅地建物取引士)	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園2-13 狭山不動産株式会社 電話 04(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園1-13 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	業務に従事する事務所所在地

[普通] 建物賃貸借契約約款 (事業用)

第1条 (契約期間)

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条 (使用目的)

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のみに使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条 (賃料および共益費等の支払い)

- 乙は、(B)の賃料、共益費、駐車場賃料、その他料金(以下、「賃料等」といいます。)を(B)に記載された甲が指定する支払方法(別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法)にて、支払期日までに支払います。
- 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、(B)に記載された賃料計算により算出します。
- 日割計算による賃料等の支払いについては、月額賃料等×入居日数÷(B)に記載された日割計算の日数=日割金額により算出します。
- 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。

第4条 (礼金・権利金)

乙は、本契約の締結時までに(B)の礼金または権利金(以下、「礼金等」といいます。)を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めすることはできないものとします。

第5条 (敷金・保証金)

- 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに(B)の敷金または保証金(以下、「敷金等」といいます。)を甲に交付します。ただし、敷金等には利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に相当する敷金等の不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
- 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができるものとします。この場合、乙は甲より充当の通知を受けたときから7日以内に敷金等の不足額を甲に交付しなければならないものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充当を請求することができないものとします。
- 甲は、本物件の明渡し確認後、乙が差し入れた敷金等から未払い賃料等その他本契約に基づき乙が負担すべき一切の債務を差し引き、その残額を速やかに乙に返還します。ただし、明渡し時の乙の修繕義務に伴う費用負担に関する協議が完了していない等、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、確定後に返還します。なお、返還に要する費用(振込手数料等)は、乙が負担します。
- 乙は、差し入れた敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

第6条 (駐車場等)

- 乙は、敷地内の駐車場等(バイク置場および自転車置場を含みます。以下同様です。)を使用する場合、(B)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承諾を得た車両のみを駐車します。
- 乙は、契約期間内に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得なければなりません。
- 甲は、天災地災・火災・爆発・飛来・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべからざる事由により乙に損害が生じて、一切その責を負いません。
- 乙は、故意または過失により本物件の施設または他に駐車中の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有者に賠償します。
- 乙は、「保管場所使用承諾書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。
- 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続を行います。
- 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第7条 (損害保険等の加入義務)

- 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に備え、自己の負担にて借家人賠償責任保険および甲が指定する保険を備えた保険に加入します。
- 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第8条 (付帯設備)

- 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
- 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う性能低下・キズ・汚れ等があることを予め承知します。

第9条 (乙の善管注意義務)

- 乙は、善良なる管理者の注意義務(以下、「善管注意義務」といいます。)をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
- 乙は、本物件について定められた細則等がある場合、これを遵守します。
- 乙(来店者・来訪者等の関係者を含む)が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害をたらしたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条 (届出または通知事項)

- 乙は、本物件の引渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等を、甲の指定する方法にて報告するものとします。
- 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いずれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出または通知します。
 - 本物件を1ヶ月以上の長期にわたり使用しないとき
 - 乙の商号、所在地、代表者、事業目的、主要株主等の重要な事項または、表面「甲印欄」に記載した連絡先に変更が生じたとき
 - 乙が合併、事業譲渡、会社分割等を行うとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第11条第2号の定めに従うものとします。

- 連帯保証人(以下、「丙」といいます。)の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- 乙または丙について、死亡、後見開始・保佐開始の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修理・修繕を要するとき

第11条 (禁止事項)

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を変更をすること
- 甲の承諾なしに賃借権の譲渡・転貸または使用貸借等を行うこと
- 本物件および付帯設備に基づく一切の権利について、担保に供すること
- 本物件内に居住し、または第三者を居住または宿泊(民泊)させること
- 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
- 甲の承諾なしに、本物件の増築、改装、移転、看板その他の工作物の取付、改造、工作を伴う模様替え等により現状の変更を行うこと
- 本物件内に引火、発火、爆発、震動、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- 甲の承諾なしに、犬、猫等の動物(魚等であって明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない動物を除きます。)を持ち込み、または飼育すること
- 違法もしくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込め詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
- 銃砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- 犯罪利、麻薬、危険ドラッグ(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第15項に規定する指定薬物)等、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすおそれがある物を製造、販売、使用、所持すること
- 危険行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑および共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為をすること
- 本物件を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、これら者を総して「反社会的勢力」といいます。)の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
- 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを感知させる名称、看板等を掲示すること
- 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して、反社会的勢力を立ち入らせること
- 本物件および本物件の近隣において、租界、租界等の行為をなして、近隣者および他の入居者・管理者に不安感、不快感や迷惑を与えること
- 別途定められた細則等がある場合、これに違反すること

第12条 (修繕義務と費用負担義務)

- 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修理・修繕を行うものとする。ただし、乙の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めにより必要となった修理・修繕については、乙の費用負担とします。
- 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承諾を得ることなく自らの費用負担において修繕を行うものとし、甲は、次の各号に定める修繕については、修繕義務を免れます。
 - 物件の器具類、ブラインド、ガラス、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
 - 電球、蛍光灯、電池等の消耗品の交換
 - 本物件内の乙所有の造作、設備に対する修繕
 - バス、トイレ・流し台等の排水の水回りの水垢・カビ等、その清掃・手入れを怠った結果生じた汚損の除去、補修、給水・排水栓(パッキン)の交換
 - (A)記載の錠を紛失した場合の交換および新設置費用
 - その他、付帯設備等の軽微な補修
- 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について認容し、協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の実施を拒否したことにより、乙に損害が生じたとしても、甲はその責めを負わないものとします。
- 乙は、本物件が修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならないものとします。この通知を怠り、または遅延したることによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならないものとします。
- 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
- 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料金、汚物処理の費用、町会費等の費用については、乙または入居者の負担とします。

第13条 (造作等)

- 乙は、本物件の造作等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
 - 本物件に造作等を設置するとき
 - 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設または変更するとき
- 乙は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に行うことができないものとします。

第14条 (賃料等の改定)

- 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることがあります。
- 甲または乙は、公租公課、諸物価の変動等により、(B)の賃料等が不当になつた場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

第15条 (一部滅失等による賃料の減額等)

- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、その責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、よび乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存部分のみで乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約解除することができます。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任により甲に与えた損害を賠償するものとします。

第15条 (契約の消滅)

天災、地震、その他甲の責めに帰すことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が収用、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。また、それによって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとします。

第17条 (更新および更新料)

- 1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は、(B)の更新料、更新事務手数料を支払い、賃貸借期間満了日の翌日から同一条件で更新し以後も同様とする
2. 本契約が更新（前項の更新および借地借家法の法定更新を含みます。）された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(B)の更新料を支払います。

第18条 (契約の解除)

- 1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができます。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の信頼関係が損なわれたと認められるとき、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。
(1) 入居申込書または本契約書への虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したことが判明したとき
(2) 賃料等の支払いを2ヶ月以上遅延したとき
(3) 乙が銀行取引停止または手形・小切手の不換処分を受けたとき
(4) 乙について、破産・民事再生・会社更生・特別清算またはこれらに類する法的手続きの申し立てがあったとき
(5) 騒音、悪臭の発生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣への迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき
(6) 本契約の各条項の定め反したとき、または別途定められた細則等がある場合、これに反したとき
3. 第1項および前項第2号については、丙その他の第三者から甲に対して賃料等の支払いがあったとしても、乙はこれを理由に解除の有効性を争うことができず、甲は同各項の定めに従い、本契約を解除することができます。
4. 甲または乙の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
(1) 本契約第26条の表明保証に反する事実が判明したとき
(2) 本契約締結後に、自らまたは役員（業務執行社員、取締役、執行役またはこれらに準する者）が反社会的勢力に該当したとき
(3) 本物件またはその周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁等の犯罪行為を行ったとき、もしくはその他警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき
5. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
(1) 第11条第9号から第16号までに掲げる行為を行ったとき
(2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき
① 甲に対する暴力的な言動による要求行為
② 甲に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 甲に対し脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
⑤ その他①から④に準する行為

第19条 (解約の申入れ)

- 1. 乙は、本契約を解約する場合、または契約期間満了日をもって本契約を終了する場合、〔標記〕B-①に記載する予告期限までに、甲に対し書面にて申し入れます。この場合、申入れにより予告した解約日または契約期間満了日をもって、本契約は終了します。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が予告した解約日または契約期間満了日の経過前に本物件を任意で明け渡したときは、本契約はその日をもって終了します。この場合、乙は契約終了日の翌日から、申入れを完了した解約日または契約期間満了日までの賃料相当額を、甲に支払います。
3. 第1項の解約または期間満了による終了の申入れを、〔標記〕B-①に記載する予告期限までに行わなかった場合、乙は〔標記〕B-②の賃料相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解約または終了することができます。
4. 甲が乙に対して、解約の申入れをし、乙が承諾した場合は、申入れの日から3ヶ月の経過をもって本契約は終了します。ただし、甲からの解約申入れ後3ヶ月経過前に、乙が甲に対し、本物件を任意で明け渡したときは、その日をもって、本契約は終了するものとします。

第20条 (明渡し、原状回復義務等)

- 1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡します。
2. 乙は、本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
(1) 乙が本物件内に搬入したすべての物品等の取去、設置した造作・設備等の撤去
(2) 乙が本物件を変更した箇所および本物件に生じさせたすべての汚損、または損傷箇所の修復
(3) 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ・汚物等の処理
(4) 乙が使用した公共料金等の諸費用の精算
(5) 〔標記〕Eに記載された鍵の返還
(6) その他明渡しに必要な全ての措置
3. 乙は、乙の故意または過失、善管注意義務違反により、本物件もしくは付帯設備に損害を与えた場合、甲に対し、その損害を賠償するものとします。なお、善管注意義務違反による損害には、通常の使用方法を超える使用による汚損・破損・損耗を含むものとします。
4. 乙は、本物件の明渡しに際して、原則として、自然損耗・経年変化・通常の使用方法に伴う損耗については、原状回復義務を負担しないものとします。ただし、本契約に別途特約の定めがある場合は、その定めによるものとします。
5. 乙が、本物件を明け渡した後、本物件に残置した物品がある場合、甲は、乙がその所有権を放棄したものと見て、任意にその物品を処分することができます。この場合、乙は一切の異議申立をせず、処分要した費用を負担します。
6. 乙は、乙の都合により解約等をする場合、甲に対して、明渡し手数料、立退料、損害賠償料その他名目の如何にかかわらず、本契約に基づく以外の請求は一切行いません。
7. 乙が本契約期間中に甲の承諾を得て、乙の負担にて本物件の改装・改良等を行い、明渡し時にその価値が現存する場合であっても、乙は支出した費用または価値の増加額の支払いを甲に請求することはできません。
8. 本契約の終了後においても、乙が直ちに本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約終了日の翌日から明け渡した完了日に至るまでの賃料の価額に相当する損害金、およびこれにより甲が被った一切の損害を賠償するものとします。

第21条 (立ち入り)

- 1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

- 2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、漏水、ガス漏れ、救護等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができる。その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

第22条 (連帯保証人)

- 1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙と連帯してその履行の責めを負います。なお、丙は、本契約が法定更新、合意更新（自動更新を含みます。）に関わらず更新された後も、引き続き連帯保証人としてその責めを負うものとします。ただし、丙が個人の場合、その負担は〔標記〕Hに記載の極度額を限度とします。
2. 丙は、乙が本契約第10条の届出または通知ができない場合、乙に代わって届出または通知を行います。
3. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡しと本契約に基づく一切の債務が消済されるまでその責めを免れることができません。
4. 丙が死亡したとき、破産手続開始の決定を受けたとき、その他甲の認める連帯保証人としての資格を失ったときは、甲は、乙に対し、新たな連帯保証人の追加もしくは変更を求めることができます。この場合、乙は直ちに甲の承諾する連帯保証人を選任し、甲との間で連帯保証契約を締結させるものとします。乙が他の連帯保証人を選任できなかったとき、または甲の承諾を得ることができなかったときは、甲は本契約を解除できるものとします。
5. 乙は、本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
6. 丙が甲に対し、身分証明書を持示して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無およびその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べないものとします。
7. 乙は、甲の承諾を得て、連帯保証人にかえて、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することができます。

第23条 (賃借人から連帯保証人への委任)

- 1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の申出に応じて合意解約する権限および、本物件の明渡しに関する一切の権限を丙に委任します。
(1) 乙が賃料の支払いを3ヶ月以上滞りし、または度々遅延を繰り返す、甲が相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず応じないとき
(2) 乙が甲への届出をせずに所在不明となり、2ヶ月以上経過したとき
(3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約することができません。

第24条 (家賃債務保証業者の提供する保証)

第22条第7項に基づき、〔標記〕Hに記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとします。

第25条 (遅延損害金等)

- 1. 乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料等）の支払いを遅延した場合、甲に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、別途締結する保証委託契約または支払委託契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとします。
2. 乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料等）の支払いを遅延したことにより、甲または甲が指定した者から電話、メール、文書または訪問等により督促を受けた場合には、督促1回につき手数料として金3,000円（別途消費税等）を甲に支払うものとします。

第26条 (反社会的勢力の排除に関する表明保証)

- 1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明保証するものとします。
(1) 自らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属さないこと
(2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
(3) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
(4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第27条 (守秘義務および個人情報保護)

- 1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、または盗用してはならないものとします。
2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護と取り扱いを行うものとします。
3. 甲および乙は、前項に定めるところにより事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ったり、または個人データを第三者に提供してはならないものとします。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第28条 (消費税等)

〔標記〕Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等については、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に変動するものとします。

第29条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続きをしようとするときは本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙とは各々の義務を重んじ誠意をもって協議解決します。

以上

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狭山市富士見1丁目14番11号 名称（北野第2ビル駐車場）内 号
車種及びナンバー及び色	
賃料総額	ヶ月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 — 円也（無利息の約定）
備考	礼金として金 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄
向う5ケ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）

第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）
万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。

②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。

③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。

④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。

⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なざざること。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第12条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先 : (振込手数料借主負担)
② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。 (解約通告日の翌月末日が契約終了日となる。)
③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第1条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より1カ月後には無条件で明け渡すものとする。
④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の0.5カ月相当額 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。
⑤ 契約期間は北野第2ビル3階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)
⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000円 (消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000円 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 6年 3月 14日

〒222-0037	
住 所	横浜市港北区大倉山1-28-11-702号
貸 主 (甲)	
氏 名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
住 所	
借 主 (乙)	
フリカネナ 氏 名	東山 徹
自宅TEL ()	勤務先TEL ()

媒介業者
公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員
住 所 埼玉県狭山市祇園2番13号
商 号 狭山不動産株式会社
代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者
公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
住 所 埼玉県狭山市祇園1番1
商 号 株式会社ハウスネット
代表者 代表取締役 新井靖
TEL 04-2956-5500

整理番号			62
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-----------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	6年 7月 22日 <small>他</small>	支出額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">188</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	90	188
百万	千	円							
1	90	188							
使途	事務所家賃 (8月～10月分) $211,320 \times 0.9 = 190,188$ <small>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</small> <送金料を含む>								

領収書等貼付欄	<p>① 令和6年 7月 22日</p> <p>令和6年 8月 5日</p> <p>令和6年 9月 9日</p> <p>② 事務所家賃(8月～10月分)</p> <p style="text-align: center;"><領収書は別紙></p>
<small>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</small> <small>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</small>	

整理番号 6 2 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-07-22		通帳送金
記号		番号
*****		*****
取扱番号	お取引金額	
N064	*70,000	
	残高	
	*	
送金料金	*440円	
振込予定日	06-07-22	
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございます。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-08-05		通帳送金
記号		番号
*****		*****
取扱番号	お取引金額	
N136	*70,000	
	残高	
	*	
送金料金	*440円	
振込予定日	06-08-05	
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございます。

—— ゆうちょ銀行 ——

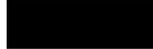
ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-09-09		通帳送金
記号		番号
*****		*****
取扱番号	お取引金額	
N054	*70,000	
	残高	
	*	
送金料金	*440円	
振込予定日	06-09-09	
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございます。

—— ゆうちょ銀行 ——

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和5年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和5年4月1日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地
武内 政文 

(乙) 


整理番号			63
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	6年 7月 22日	支出額	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>113</td> <td>94</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		113	94
百万	千	円							
	113	94							

使途	事務所来客用駐車場賃借料 (2024年8月~10月分) <送料を含む>	$12.660 \times 0.9 = 11.394$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
----	-------------------------------------------	---------------------------------------------------------

領収書等貼付欄
① 令和6年 7月 22日 令和6年 8月 5日 令和6年 9月 9日 ③ 事務所来客用駐車場賃借料 (2024年8月~10月分) <領収書は別紙>
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

63 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-07-22		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N073	*4,000	
	残高	
	*	
送金料金 *220円		
振込予定日 06-07-22		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-08-05		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N141	*4,000	
	残高	
	*	
送金料金 *220円		
振込予定日 06-08-05		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-09-09		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N059	*4,000	
	残高	
	*	
送金料金 *220円		
振込予定日 06-09-09		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

駐車場 賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。) と借主 武内政文 (以下「乙」という。) は、下記 (1) に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2		
	名称	町田駐車場	指定場所	XXXXXXXXXX

(2) 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ フリード	登録番号	XXXXXXXXXX
---------	----------	------	------------------------------------------------------------------------

(3) 契約期間

契約期間	2024年 4月 1日 から 2025年 3月31日 までの 1 年間
------	-------------------------------------

(4) 賃料

賃料 (駐車場使用料)	月額 4,000円 (消費税含)

支払期限： ① 毎月末日までに翌月分を支払う。 ② 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。

支払方法	1. 口座振替	金融機関： XXXXXXXXXX 口座番号： XXXXXXXXXX 口座名義人： XXXXXXXXXX 電話番号： XXXXXXXXXX
	② 振込	※振込手数料は、借主負担とする。
	3. 持参	持参先：

(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名	XXXXXXXXXX
	住所	XXXXXXXXXX 電話 XXXXXXXXXX

管理者	商号又は名称 宮田精一事務所 代表者 宮田精一
	所在地 〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908 番地 15 電話 049-292-3405

※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名	XXXXXXXXXX
	住所	XXXXXXXXXX

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の一个月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2024年 3 月 / 日

甲 (貸主)	氏名	代理人 [Redacted]	電話	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙 (借主)	氏名 (商号及び代表者)	武内 政文	電話	[Redacted]
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地		
緊急連絡先	氏名	武内 政文	電話	[Redacted]
	住所	入間郡越生町上谷450		

宅地建物取引業者	商号(名称)	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話	049-292-3405
	免許証番号	埼玉県知事(第)第23444号		
宅地建物取引士	氏名	[Redacted]	登録番号	[Redacted]
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15		

整理番号 6 6

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	6 年 7 月 23 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">189</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円		189	000
百万	千	円							
	189	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃 (8月分 9月分 10月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $210,000 \times 0.9 = 189,000$</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
---------	---------------

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
58401	06-07-23	17:44	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥210,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印紙税申告納付 付につき浦和 税務署承認済
円	千	円	

[振込手数料]

お振込明細またはご案内

お受取人 **アツカカ**
チチフ
当座 0004701
リョウカミコウキ ヨウ(カ様
登録番号 0001
アサミケツツ セイムカット ウツムツヨ様

ご依頼人 電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 500007

ご利用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 → 出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載とされていること(一部記載がない場合は、赤字に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 阿左美健司（以下「甲」という。）は、両神興業株式会社（以下「乙」という。）が所有する次の建物を借用する。

所在地 埼玉県秩父市野坂町 1-3-1
建物名称 野坂ビル
契約部分 3階部分

第2条（使用の目的）

甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条（借用期間）

貸借の期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期限の3カ月前までに甲乙双方より特段の意思表示がないときは、自動的に同一条件で2年間契約が更新されるものとする。

第4条（賃料）

甲は乙に対し、賃借料として月額70,000円を乙の指定する方法により支払うものとする。

第5条（使用形態）

甲の責めにより本物件について棄損又は汚損した場合には、甲は原状回復のための費用を負担し修繕しなければならない。

第6条（協議事項）

この契約に定めのない事項が生じた場合には、甲乙双方の協議の上、誠意をもって処理するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、各捺印のうえ、各々1通を保有する。

令和6年4月1日

借主（甲）

住所 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 6180 番地

氏名 阿左美 健司

貸主（乙）

住所 埼玉県秩父市下宮地町 18 番 1 号

氏名 両神興業株式会社
代表取締役社長 西村 耕一

整理番号 45 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

領 収 証 No. _____

小島信昭様 6年 8月19日

★ 5,500.-

但 R6 9月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	〒 [REDACTED]
消費税額等(%)	

コフヨ ウケ-1036

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

領 収 証 No. _____

小島信昭様 6年 9月24日

★ 5,500.-

但 R6 10月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	〒 [REDACTED]
消費税額等(%)	

コフヨ ウケ-1036

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札 設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信

(メーカー・車種) 三菱 eKクロス シルバー

(ナンバー)

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [] と、賃借人 小島 信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区画 賃借人名称、接置区画分（ [] 区画）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー： []
指定区画内には、賃借人が指定した車輛のみ駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月 / 日から平成32年3月 / 日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場の賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2か月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転賃又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 / 日

賃貸人：住所 []

氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛301

氏名 小島 信昭

整理番号 46

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	 6 年 7 月 23 日 他	支出額	百万 千 円 9 2 1 1 7
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所賃賃料(8~10月分)</p> <p style="text-align: right;">$80,440 \times \frac{1}{2} = 40,220$</p> <p style="text-align: right;">$80,440 \times \frac{1}{2} = 40,220$</p> <p style="text-align: right;">$80,440 \times \frac{9}{31} \times \frac{1}{2} = 11,677$</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

小島 信昭

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	06-07-23 送金 *80,000
20	06-07-23 手数料 *440
21	
22	
23	
24	

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示し、お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」な
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
38108	06-07-23	16:31	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			
(1万円)	(5千円)	(1千円)	認 証
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0001

この依頼人 **コッマ ノフアキ様**

お受取人 XXXXXXXXXX

電話番号 048-758-1624

取扱番号 60005

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

印紙税申告納付につき浦和税務署承認

整理番号 46 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。



小島信昭

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額
1			
2			
3			
4	06-08-26 .送金	*80,000	
5	06-08-26 .手数料	*440	
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
57102	06-08-26	09:43	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C認証 (硬貨)
お振込明細またはご案内			電信

お受取人
登録番号 0001
コサマノブアキ様
電話番号 048-758-1624
取扱番号 300015

印紙税申告納付に際し浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →



小島信昭

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8	06-09-24 .送金	*80,000	
9	06-09-24 .手数料	*440	
10			
11			
12			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38101	06-09-24	11:40	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C認証 (硬貨)
お振込明細またはご案内			電信

お受取人
登録番号 0001
コサマノブアキ様
電話番号 048-758-1624
取扱番号 300072

印紙税申告納付に際し浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

土屋事務所 (10/10 ~ 10/31) 22日使用

(更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	区画番号()	
構造	本造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全()戸		
種類	事務所	新築年月	平成11年 4月
面積	29.75 m ²		
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年5月1日 から 令和7年4月30日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等)	家財保険料	円
敷金	継続 (賃料 1ヶ月)		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 本		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	貸主指定の口座へ振込支払いとする。 □持参 先 □口座引落 委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
緊急連絡先 (担当者)	(自宅)TEL (勤務先)TEL (携帯)TEL (会社名・部署名)

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	
管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号 (賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載) ※賃貸不動産経営管理士:登録番号
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。	
所有者	氏名 住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名 住所 小島 信昭
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供	家賃債務保証会社名
	<input type="checkbox"/> 証書の提供	証書社名
	<input type="checkbox"/> する保証	主たる事務所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の際は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

R5 年 4 月 25 日

甲・貸主	氏名	TEL
乙・借主	住所	TEL
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	TEL
	氏名	TEL

〒339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1
 (有)宝来屋不動産商会
 関根 正之
 印 TEL 048-756-0538
 〒339-0078 さいたま市岩槻区正野3-01
 小島信昭
 印 TEL 048-758-1624

宅地建物取引業者	A	B
主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	
商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	
代表者の氏名	関根 正之	
免許証番号	埼玉県知事(13)第5313号	大臣()第 号
免許年月日	平成29年8月23日	平成 年 月 日
氏名		氏名
登録番号		登録番号 () 第 号
業務に従事する事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所名
事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL

※印は実印
 ※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。
 2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れられるものとする。
 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
 4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れられるものとする。
 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
 4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

機番 724

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年 7月 23日	支出額	百万 千 円 8096
-------	-----------	-----	----------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 7=事務所費(電話代) 8,996 × 90% = 8,096

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

領収書等貼付欄

払込受領証 (RECEIPT) 受取人 ソフトバンク株式会社(TM) 払込人氏名(CUSTOMER NAME)	白土 幸仁 政務活動事務所 様 お客様番号(CUSTOMER NUMBER) T200017430932 発行番号 3240600091 BILL NUMBER 244724	請求月(MONTH OF BILLING) 2024年 6月分 金額(AMOUNT) 8,996 円 その他消費税等(TAX) 797 円	※金額控除等 取領印(CVS専用) (お客様控え)
---------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 6 8 -1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text"/> 0 <input type="text"/> 6 年 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 7 月 <input type="text"/> 2 <input type="text"/> 4 日												
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)	百万	千	<input type="text"/>									
百万	千												
<input type="text"/>	<input type="text"/>												
<input type="text"/>	<input type="text"/>												
<input type="text"/>	<input type="text"/>												
<input type="text"/>	<input type="text"/>												
<input type="text"/>	<input type="text"/>												
使 途	8月分事務所賃借料												
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>												

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1階 NO3号室
所在地（住居表示）	鴻巣市東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造面納メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター（専用）、東京電力メーター（専用）、公共下水メーター（専用）、冷暖房機、駐車場スペース（2台分） 電気湯沸かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日	から	3	年	0	月	間
終期	令和7年6月30日	まで					

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円（税込価格80,000円・税率 %）
共益費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金（敷金）の積立・取引	敷金の積立、取引はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う 振込 <input type="checkbox"/>

振込手数料負担者 借主 持参先

家財保険は借家人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対象により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

68 - 2

(5) 貸主

貸主 氏名	_____	電話	_____
住所	_____		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者 住所	_____
氏名	_____

(6) 連帯保証の極度額

極度額	_____ 円
-----	---------

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者 商号または名称	_____	電話	_____
所在地	_____		
家賃債務保証業者登録制度登録番号	_____	国土交通大臣 第 号	_____

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 有 無

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の ヶ月分 <input type="checkbox"/> 円
--------	--------------------------------------------------------------

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白

特約条項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させて頂きます。ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に取引掛かります。クリーニング工事が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くこともあります。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行うものとし貸主は行いません。
3. 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条(共益費)はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署（印）名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主 (住所)	_____
(氏名)	_____ (電話番号) _____

借主 (住所)	_____
(氏名)	中屋敷 慎一 (電話番号) _____

連帯保証人 (住所)	_____
(氏名)	_____ (電話番号) _____
(極度額)	_____ 円 ※連帯保証人が法人の場合は極度額は定めません

整理番号			69
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	06年07月24日	支出額	百万 千 円 [] [] [] [] 3 5 2
-------	-----------	-----	---------------------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	8月分事務所賃借料の振込手数料 $440 \times 0.8 = 352$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため
-----	----------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない
 (別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38041	06-07-24	13:43	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印紙税 認 証
円	千	円	

お振込明細またはご案内 電信

お受取人	登録番号	0002
	サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ ヲ様	
ご依頼人	電話番号	048-541-8110
	取扱番号	300051

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を貼付しない場合は*印で消しております。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号	90
------	----

政務活動費 ちょうふ 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 07月 25日	支出額	百万 千 円 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table>		2	7	0	0	0
	2	7	0	0	0				
※政務活動費を充当した金額を記載									

使 途	家賃 (8月分) ¥30,000 × 0.9 = ¥27,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------

領収書等貼付欄

① 令和6年7月25日 ③ 家賃 (8月分)

⑤ 柿沼 貴志

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56506	06-07-25	10:05
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		破 認 証
円 千 千		円 円
お振込明細またはご案内		
[REDACTED]		
カキマタカツセイムカット ウツ ムツヨ様		
電話番号		印紙税申告納
取扱番号	250001	付につき浦和
		税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)＜更新＞②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(・東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番1,2号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡(登記面積 ㎡)			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで(2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
札 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.	XXXXXXXXXX			
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	※振込手数料は借主負担となります			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号	91
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 07月 25日	支出額	百万 千 円 [] [] [] 4 5 9 9
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代 (8月分) ① $¥5,110 \times 0.9 = ¥4,599$ 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	---------------------------------------------------------------------	----------------------------

領収書等貼付欄

⑤ 柿沼 貴志

① 令和6年7月25日

③ 駐車場代 (8月分) ①

5000 + 110 = 5110 円

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	[]	[]	[]
取扱店	お取引日	時刻	
56506	06-07-25	10:07	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(印)
円	円	円	円

※ 領収書は、重ねて貼付し
※ 領収書を貼るスペースが
(別紙にも整理番号(枝)

お振込明細またはご案内

お受取人 []

カキメタカツセイムカツト ワツ ムソヨ様

電話番号 []

取扱番号 250002

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場使用契約書

★ 契約期間は過ぎていりか
 自重更新になすいす。

貸主 [] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」)

動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

9/1-2

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台	
敷金	金 円	
支払期限: 契約時一括支払い		
支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名 []
	2. 振込	預金: [] 口座番号: [] 口座名義人: [] 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参	持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

91-3

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約
第1条
物件」
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条
てはな

宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	

2 乙は
3 乙は
一 届
二 届

(乙の
第6条

(契約
第7条

※印は実印

場合に
2 前項
において
3 乙は
4 本物
損害か

整理番号	92
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 07月 25日	支出額	百万 千 円 [] [] [] 9 0 0 0
-------	-------------	-----	-------------------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

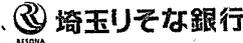
使 途	駐車場代 (8月分) ② ¥10,000 × 0.9 = ¥9,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------

領収書等貼付欄

- ⑤ 柿沼 貴志
- ③ 駐車場代 (8月分) ②

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
取扱店	お取引日	時刻	
56506	06-07-25	10:08	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(印) (認) (証)	
円		円	

※ 領収書は、重ねて貼
 ※ 領収書を貼るスペー
 (別紙にも整理番

お受取人		電話
ご依頼人	カキマタカツセイムカット ウツ ムツヨ様	
	電話番号 [REDACTED]	印紙税申告納 税務署承認済
	取扱番号 250001	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、
 ⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

☆契約期間は
過ぎていますが
自動更新になって
います

92-2

駐車場使用契約書

賃主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

賃主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志

整理番号		/	2	7
------	--	---	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	令和6年7月25日、8月23日、9月25日									
支出額	<p>月額7700円×3ヵ月=23,100円</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 23,100円×0.8=18,480円)</p>	百万	千		1	8	4	8	0	円
百万	千		1	8	4	8	0	円		
使 途	駐車場賃借料 7 月 ~ 9 月 支払い分									
支 出 先	(株)ABCハウジング									

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

駐車場使用契約書

〈物件の表示〉			
所在地	埼玉県ふじみ野市丸山 475		
名称	丸山第2駐車場	第56号	
〈メーカー車名〉	トヨタ / P		
〈ナンバー〉	[REDACTED]		
〈賃料〉	7,700 円	〈保証金〉	7,560 円

貸主 葛籠貫 勝利 (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和6年7月1日より令和7年6月30日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

127-3

- 第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和6年6月30日

貸主(甲) 住所

氏名

借主(乙) 住所

氏名

渡辺 大

仲介人 住所

埼玉県ふじみ野市駒西 3-8-32-107

氏名

株式会社ABCハウジング
代表取締役 葛籠貫 夕子

取引士 登録番号

氏名

整理番号 80

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	06 年 07 月 25 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">384</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">240</td> </tr> </table>	百万	千	円		384	240
百万	千	円							
	384	240							
使途	<p style="text-align: center;">8月27日、23日 9月25日 事務所家賃 8月、9月、10月分 駐車場代 1台分 8月、9月、10月分</p>		<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>$155100 + 5000 = 160100$</p> <p>$160100 \times 0.8 = 128080$</p> <p>$128080 \times 3ヶ月 = 384240$</p>						

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

駐車場代 $5000 \times 4台分 = 20000$
 内 1台分 = 5000
 $5000 \times 0.8 = 4000$

飯能信用金庫 XXXXXXXXXX 支店
 名義人 内沼博史

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)、
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2024年6月1日から
2027年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座
普通口座
名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和 6年 5月 31日

甲：賃 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 達

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内沼博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	NO. [REDACTED]	駐車料金	月額 20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和5年7月 / 日から令和7年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	[REDACTED]	口座	[REDACTED]		
メーカー、名称	[REDACTED]	色	[REDACTED]	名義	[REDACTED]
				登録番号	[REDACTED]

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなければならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、中介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算さ

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和5年5月23日

貸主(甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

中介者 所在地 埼玉県飯能市仲町2- [REDACTED]
(甲)代理人 商号 兎平沼株式会社
電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2 [REDACTED]
氏名 内沼博史 [REDACTED]

電話番号
ご自宅 042(972)6432

お勤め先 () (社名)

- 重要事項再確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - 振込料は乙の負担。
 - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号 80 - 1

6-7-25 送金 155,100 メイバンク(カ)

6-7-25 送金 20,000 エヌバンク(カ)



普通預金

6

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引	残高
-----	----	-------	-------	----	----

6-8-23	送金	20,000	エヌバンク(カ)		
6-8-27	ATM振込	155,100	メイバンク(カ)		

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引	残高
-----	----	-------	-------	----	----

6-9-25	送金	155,100	メイバンク(カ)		
--------	----	---------	----------	--	--

6-9-25 送金 20,000 エヌバンク(カ)

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引	残高
-----	----	-------	-------	----	----

6-9-25	送金	20,000	エヌバンク(カ)		
--------	----	--------	----------	--	--